

令和2年（2020年）7月14日
健康福祉政策課地域支え合い支援室

災害救助法の適用について

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本日、新たに4市6町に対し、災害救助法の適用を決定しましたのでお知らせします。

なお、適用は、各市町村の救助開始日（避難所開設日）である7月6日に遡及して行います。

○ 災害救助法適用市町村（令和2年7月14日付け）

荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・玉東町・南関町・長洲町・和水町
南小国町・小国町

【参考】

- 県では、令和2年7月4日付けで次の16市町村に災害救助法を適用しており、今般、それらの市町村に加え、新たに10市町に災害救助法を適用するものです。

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、
多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

- この結果、本県では、26市町村に災害救助法が適用されます。

【問い合わせ先】

健康福祉政策課地域支え合い支援室
西村（7013）、井上（7028）